議案第35号

日出町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

令和7年6月2日提出

日出町長 安部 徹也

日出町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 の一部を改正する条例

日出町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年日出町条例第21号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号中「を行う」を「(次項において「保育内容支援」という。)を実施する」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条中第5項を第7項とし、第4項を第6項とし、同条第3項中「前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を」を「前項各号の代替保育連携協力者とは、」に、「として適切に確保しなければならない」を「であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう」に改め、同項第1号中「当該家庭的保育事業者等」を「家庭的保育事業者等」に、「第29条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)」を「小規模保育事業A型事業者等」という。)」を「小規模保育事業A型事業者等」という。)」を「小規模保育事業A型事業者等」という。)」を「小規模保育事業A型事業者等」という。)」を「小規模保育事業A型事業者等」という。)」を「小規模保育事業A型事業者等」という。)」を「小規模保育事業A型事業者等」という。)」を「小規模保育事業A型事業者等」という。)」を「小規模保育事業A型事業者等」という。)」を「小規模保育事業A型事業者等」という。)」を「第1項第2

- 号」に改め、同項各号を次のように改める。
 - (1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、 次のア及びイに掲げる要件を満たすと町長が認めること。
 - ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の 分担及び責任の所在が明確化されていること。
 - イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにする ための措置が講じられていること。
 - (2) 町長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進の ために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく 困難であること。
 - 第7条第2項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。
- 2 町長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。
 - (1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。
 - (2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。
 - ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
 - イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないように するための措置が講じられていること。
- 3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第29条に規定する小規模保育 事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(第5 項において「小規模保育事業A型事業者等」という。)であって、第1項第1 号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

附則第4項中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、 条例を改正したいので提出する。